

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

子育て支援センターで行う一時預かり事業の拡充

（町は）一時預かり事業は、保育所等を利用していない未就園児（非在籍園児）の家庭及び児童が対象であり、一時的に家庭保育が困難となる場合があり、通院・出産などの緊急や就労又は育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされています。このようなニーズに対応するため、地域子育て支援拠点である子育て支援センターにおいて、一時預かり事業を実施しています。

利用区分等

- 通院、入院、出産などの場合 月 22 日以内、年度内 66 日
- 一時的な就労などの場合 月 12 日以内、年度内 72 日
- 私的理理由の場合（はぐのんの）月 22 日以内、年度内 66 日
- ★満 6 か月以上～就学前（保育園、幼稚園等に在籍している者は除く）

課 題

○保護者の私的理理由で利用できない



美容室や買い物に行きたいな
たまには友達とゆっくり話したいな
上の子の行事があつてどうしよう
引越の準備、進まないな
少しだけでも自分の時間が欲しいな
子どもは好きだけど疲れたな
ずっと家にいるって辛いな



イライラする
疲れた
何も手につかない
やる気が出ない
常に不安だ
眠れない
孤独だ



利用条件の拡大

子育て支援の充実



気分転換ができる
集中して家事ができた
ゆっくり美容院に行けた
久しぶりにお友達とお話しができた
ストレス解消になった
少し育児にゆとりができた
日常生活に安心感が持てた

リフレッシュなど利用目的を問わない 一時預かりを実施

- 利用上限** 月 10 時間程度
- 対 象 者** 満 6 か月～未就学（未就園児）
（対象者 120 名程度）
- 利用開始** 令和 6 年 4 月
- 実施場所** 美幌町子育て支援センター
（コミュニティセンター内）

国の動き

- 保育園等に通っていない全ての子の育ちを応援し全ての子育て家庭に対する支援を強化
- こどもは保護者だけが育てるのではなく、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支える
- こどもを中心に考え、こどもの成長観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、良質な育成環境を整備する」



こども誰でも通園制度（仮称）を実施

- 試行的事業として令和 6 年度に全国 150 自治体程度を想定し補助事業として実施。
- 利用上限** 月 10 時間
- 対 象 者** 満 6 か月～満 3 歳（未就園児）

美幌町も国の補助金を受け実施する